

尾張旭市監査公表第5号

令和2年12月28日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年1月5日付け2保育第156号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年1月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

こども子育て部保育課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
保育園調理従事者等ノロウイルス検査において、検査業務の設計書に記す対象者と業務仕様書に記す対象者が一致していない。	検査業務の設計書に記す対象者と業務仕様書に記す対象者が一致になるように修正します。